

令和6年2月13日

株式会社ぜに屋本店  
代理人弁護士 福田浩久 先生

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき  
理事長 福崎博孝  
担当者 横山公一  
TEL(095)895-8520、FAX(095)895-8521



令和5年3月7日付申入れに関する照会書

当法人の令和5年3月7日付申入れに対し、株式会社ぜに屋本店（以下「貴社」といいます。）から同年4月19日、「各事項につき検討のうえ、今後適切に対応させていただきます。」とのご回答を頂きました。

その後半年以上経過しましたが、貴社が運営しておられるウェブサイトの <https://zeniyahonten.co.jp/about/> と <https://zeniyahonten.co.jp/service/pawn/> のウェブページ上は、上記申入れをした各事項について変更されていないようです。上記申入れに対する貴社の検討状況をお知らせいただきますようお願いいたします。

お忙しいところ大変恐縮ですが、ご回答は令和6年3月末日までをお願いいたします。

以上

令和5年3月 7日

株式会社ぜに屋本店  
代理人弁護士 福田浩久 先生

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福崎博孝

担当者 横山公一

TEL(095)895-8520、FAX(095)895-8521



令和4年8月25日付ご回答を踏まえた申入れ

貴職の令和4年8月25日付ご回答を踏まえ、改めて当法人から株式会社ぜに屋本店（以下「貴社」といいます。）に対し下記のとおり申入れを行います。再度ご検討いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 第1 申入れの趣旨

- 1(1) 貴社本館を取り壊す際に「質値は貴方に付けて頂きます」と記載された看板を撤去されるとのことですが、その期限を教えてください。
- (2) テレビコマーシャルにおいて「質値は貴方に付けて頂きます」との表現を将来的に使用しない方向で検討しているとのことでしたが、使用しないことに決まったか、決まったとしたらいつから使用しないか教えてください。
- 2(1) 本件サイト<sup>1</sup>内の「はじめての方へ」と題するウェブページ<sup>2</sup>上の「長崎県で買取といえば、一番の買取価格・・・をもつ『ぜに屋』」という表現を削除して下さい。
- (2) 本件サイト内の「預けたい」と題するウェブページ<sup>3</sup>上の「質値は最高」という表現を削除して下さい。
- (3) 本件サイト内の「預けたい」と題するウェブページ上の「ぜに屋における質値は・・・それ以上は望めない最高の質値と考えております」という表現を削除して下さい。
- (4) 本件サイト内の「預けたい」と題するウェブページ上の「テレビCMでお馴染みの『質値はあなたに付けて頂きます』というキャッチフレーズ」という表現を削除して下さい。

<sup>1</sup> 貴社が運営するウェブサイト。ホームページのURLは <https://zeniyahonten.co.jp/>

<sup>2</sup> URLは <https://zeniyahonten.co.jp/about/>

<sup>3</sup> URLは <https://zeniyahonten.co.jp/service/pawn/>

- (5) 本件サイト内の「預けたい」と題するウェブページ上の「質料は最低」という表現を削除して下さい。
- 3 貴社本館に表示された「質値は最高」、「質料（利息）は最低」という表現を削除して下さい。

## 第2 申入れの理由

- 1 申入れの趣旨1項は、貴社からの令和4年8月25日付ご回答で「質値は貴方に付けて頂きます」という表現について看板の撤去やテレビコマーシャルで使用しないことに前向きな姿勢を示して頂きましたが、その時期を明らかにして欲しいというものです。
- 2 申入れの趣旨2項は、貴社から「長崎で一番」等の表現について別の表現に変更すると回答を頂いて半年が経ちましたが、従前削除を申し入れていた表現がそのままの形で現在なお本件サイト内に残っていましたので、改めて削除を申し入れるものです。
- 3 申入れの趣旨3項は、「質値は最高」、「質料（利息）は最低」という表現が景品表示法の禁止する有利誤認表示（同法5条2号）に当たるため、貴社本館における表示の削除を求めるものですが、従前の申入れではウェブページ上の表現の削除は求めていたものの、貴社本館における表示の削除は求めていなかったもので、加えて申し入れるものです。

## 第3 おわりに

お忙しいところ大変恐縮ですが、ご回答は令和5年4月末日までをお願いいたします。

以上